

特記仕様書

1. 摘要範囲

本特記仕様書は、蔵王町が実施する「令和3年度(債務)蔵王町統合中学校敷地造成測量設計等業務」(以下「本業務」という)に適用する。

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び以下の県共通仕様書(以下「共仕」)に準拠する。

- 測量業務共通仕様書 令和3年10月以降 宮城県土木部
- 設計業務共通仕様書 令和3年10月以降 宮城県土木部

2. 業務の目的

本業務は、別途蔵王町が発注している「令和3年度(債務)蔵王町統合中学校新築設計業務」の基本設計と調整を図りながら、造成計画を立て、都市計画法開発行為許可を申請し、許可を受けることを目的とする。

3. 業務の概要

- (1)業務名 令和3年度(債務)蔵王町統合中学校敷地造成測量設計等業務
- (2)業務場所 蔵王町大字円田字西浦上地内
- (3)対象業務 現況測量業務、用地測量業務、造成設計業務、開発行為許可協議・申請業務等
- (4)履行期間 契約締結日の翌日から令和5年5月31日まで

4. 業務実施上の条件

(1)管理技術者に関する要件

技術士(建設部門:都市及び地方計画)、又はRCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有すること。

(2)照査技術者に関する要件

技術士(建設部門:「都市及び地方計画」、又は「河川、砂防及び海岸・海洋」か「道路」でも可)、又はRCCM(「都市計画及び地方計画」、又は「河川、砂防及び海岸・海洋」か「道路」でも可)のいずれかの資格を有すること。

(3)造成設計の設計者の資格

都市計画法施行規則第19条の資格を有すること。

5. 使用する諸基準

本業務に使用する諸基準は、「共仕」第1201条に基づき、最新の技術基準及び参考図書に示すもののほか、以下の最新図書を使用するものとする。

- 都市計画法に係る開発許可制度便覧(令和3年4月1日改訂) 宮城県土木部建築宅地課

6. 資料の貸与

「共仕」第1113条に示す発注者が貸与する資料は以下のとおりとする。また、貸与資料を受ける際は、借用書を発注者に提出し、必要なくなった時には速やかに返却すること。

- 1) 令和元年度蔵王町統合中学校用地確定測量業務委託 成果品
- 2) 令和元年度蔵王町統合中学校基本計画策定業務委託 成果品
- 3) その他、今後別に実施する地質調査のデータ及び調査職員が必要と認めた資料

7. 打合せ

打合せは、着手前、中間(業務の区切り)、完了前において行うものとし、中間は以下のとおりとする。

1. 測量作業時
2. 造成設計時
3. 関係機関協議資料作成時
4. 概算工事費算定時及び土工量計算時
5. その他発注者・受託者いずれかに疑問等が生じた場合、必要に応じ行う。

8. 建築設計との整合

別途発注されている建築基本設計のゾーニング計画と整合を図りながら業務を進めること。

9. 照査

受託者は、工期を遵守するとともに、設計全般にわたり十分な照査を行い、成果に誤りが生じないようにならなければならない。

10. 疑義

本業務の内容に疑義が生じた場合は、発注者、受託者協議の上その解決にあたる。